

第8次鳥取市総合計画「実施計画」

事業名	地域生活支援事業
-----	----------

会計区分	一般会計	実施主体	市
根拠法令等	障がい者自立支援法		
ソフト・ハードの区分	ハード	ソフト	●実施(補助)期間 自 H18 ～ 至 継続

担当部	福祉保健部	担当課	生活福祉課
担当係	障がい者福祉係	内線	4263 課 No. 35020
関係課			

総合計画			
基本計画	章名	第2章 自然と社会が調和した環境づくりと安心でいきいきとした暮らしづくり	
	節名	第2節 安心でいきいきとした暮らしづくり	
	細節名	第5 高齢者・障害者支援施策の充実	
	施策名	⑤障害のある人に対する生活支援サービスの充実	該当ページ
夢があり誇りのもてる20万都市づくりビジョン			
事業区分	新規	●	継続
	施策No.		22-05-05

【事務事業・第8次総合計画進捗管理】

事業の目的	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	備考	注意事項
	事業内容	事業内容	事業内容	事業内容		
障がいのある人がその有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活及び社会生活を営むことが出来るよう必要な援助を行うことを目的とする。 障がい者自立支援法に基づき、障がい者の自立と社会参加を行う事業の地域生活支援事業として相談支援事業が市町村の必須事業となった。	○障がい者自立支援事業の地域生活支援事業として行う事業に対して支援 ・相談支援事業 ・移動支援事業 ・日常生活用具給付事業 ・成年後見制度利用支援事業	○障がい者自立支援事業の地域生活支援事業として行う事業に対して支援 ・相談支援事業 ・移動支援事業 ・日常生活用具給付事業 ・成年後見制度利用支援事業 ・社会参加促進事業 ・コミュニケーション支援事業	○障がい者自立支援事業の地域生活支援事業として行う事業に対して支援 ・相談支援事業 ・移動支援事業 ・日常生活用具給付事業 ・成年後見制度利用支援事業 ・社会参加促進事業 ・コミュニケーション支援事業	○障がい者自立支援事業の地域生活支援事業として行う事業に対して支援 ・相談支援事業 ・移動支援事業 ・日常生活用具給付事業 ・成年後見制度利用支援事業 ・社会参加促進事業 ・コミュニケーション支援事業		<p style="text-align: center;">(注1)</p> 事業内容は、①緊急性、②地域の実情、③効果、④熟度、⑤有利財源の確保の観点により、毎年ローリング(見直し)する中で変更していくことがあります。
事業の概要	・社会参加促進事業 ・コミュニケーション支援事業 ・訪問入浴サービス事業 ・福祉ホーム運営事業 ・地域活動支援事業 ・自立支援協議会設置事業 ・生活サポート事業 ・日中一時支援事業 ・利用者負担助成事業 ・その他の生活支援事業 ・障がい者社会参加支援事業	・地域活動支援事業 ・自立支援協議会設置事業 ・生活サポート事業 ・日中一時支援事業 ・利用者負担助成事業 ・その他の生活支援事業 ・障がい者社会参加支援事業	・地域活動支援事業 ・自立支援協議会設置事業 ・日中一時支援事業 ・生活サポート事業 ・利用者負担助成事業 ・その他の生活支援事業 ・障がい者社会参加支援事業	・地域活動支援事業 ・自立支援協議会設置事業 ・日中一時支援事業 ・生活サポート事業 ・利用者負担助成事業 ・その他の生活支援事業 ・障がい者社会参加支援事業 ・デジタル放送移行緊急支援事業 ・ふるさと雇用再生特別交付金事業		
事業の対象者(交付先)	指定相談支援事業者 ・通所サービス利用促進事業 ・就労意欲促進事業					
事業費(百万円)	H19決算額	H20決算額	H21決算額	H22予算額	H19~H22合計	
※百万円未満の事業費は、百万円に切り上げています。	153	131	136	130	550	
財源内訳(インプット)	一般財源	80	55	55	51	241
	国庫支出金	41	50	53	51	195
	県支出金	32	25	27	27	111
	起債()					
その他(利用料、負担金)		1	1	1	3	